

新居地区津波避難計画

(平成17年2月作成)

(平成25年3月作成)

土 佐 市

目 次

はじめに	1
この計画の使い方	1
第 1 章 南海トラフの巨大地震の概要	2
第 2 章 避難対象地域	3
第 3 章 津波浸水予測時間	3
第 4 章 津波一時避難場所	5
第 5 章 津波情報の収集	7
第 1 節 津波情報の収集	7
第 2 節 津波警報・注意報の概要	8
第 3 節 防災行政無線におけるサイレン音	8
第 4 節 防災行政無線や広報車等から周知される内容	9
第 6 章 地震発生後の避難行動・避難方法	10
第 1 節 地震から身を守るための留意点	10
第 2 節 地震避難の心得	10
第 3 節 災害時要援護者の避難行動	11
第 4 節 保育園・学校等での避難行動	11
第 7 章 日ごろからできること	12

はじめに

高知県沖付近で発生すると予測されている南海地震は、今後 30 年以内に 60%程度（地震調査研究推進本部：平成 24 年 1 月現在）の高い確率で発生すると言われています。また、内閣府が平成 24 年 8 月に発表した「南海トラフの巨大地震」※1 の予測ではマグニチュード 9.1 と、東日本大震災のマグニチュード 9.0 を上回る規模の地震の発生を予想しています。

土佐市においても、過去の南海地震で繰り返し被害を受けてきたことを踏まえ、「南海トラフの巨大地震」が発生した場合でも、被害を最小限に軽減するために市民と事業者、市などが一体となって対策を進める必要があります。

津波被害から命を守るために、市民一人一人が「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに安全な高台や避難場所などへ迅速に避難することを目的に「新居地区津波避難計画」を作成します。

※1 「南海トラフの巨大地震」とは、東海・東南海・南海地震が連動して同時に発生した場合の地震のことで、発生頻度は極めて低いが、現時点で発生する可能性のある最大クラスの地震です。

この計画の使い方

この計画では、平成 24 年 12 月に高知県が発表した津波浸水予測※2 に基づいて、各地区の津波避難対象地域を設定し、津波一時避難場所などを示しています。また、併せて作成した「津波ハザードマップ」を活用することで、自宅などからどこに避難すれば良いか、事前に確認してください。

その他に、避難時の留意点や心得、いざという時に備えた非常持出品のリスト、災害伝言ダイヤルの利用方法なども掲載していますので、事前に読み、いざという時の対応方法を家族と話し合っておきましょう。

※2 「平成 24 年 12 月に高知県が発表した津波浸水予測」とは、内閣府が平成 24 年 8 月に発表した予測を基に、最新の地形データなどを反映し、より詳細な予測を実施したものです。

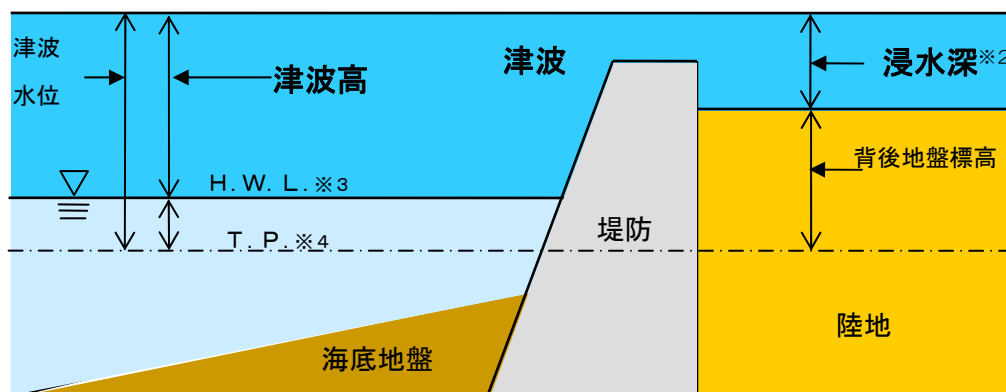
第1章 南海トラフの巨大地震の概要

高知県が平成24年12月に公表した「南海トラフの巨大地震」（これ以降、「高知県予測」と表記します）の震度予想、及び津波浸水予測の結果概要は次のとおりです。

表 1.1 南海トラフの巨大地震発生による震度分布・津波浸水予測（高知県：平成24年12月）

南海トラフの巨大地震の概要	
想定地震	南海トラフの巨大地震
地震規模	マグニチュード9.1
最大予想震度	震度7（土佐市）
浸水予測における構造物の取扱	<p>【堤防】土で築造された堤防は地震が発生した時点で地震前の高さの25%とする。また、津波がこれを越流し始めた時点で「なし」とする。コンクリート構造物は、地震により倒壊するとし、はじめから「なし」とする。</p> <p>【防波堤】地震により倒壊するとし、はじめから「なし」とする。</p> <p>【水門等】施設が耐震化され、ゲートが自動降下対策済み、または常時閉鎖の施設は閉まっているとする。これ以外は開いているものとする。</p>
最大津波高※1	24m（土佐市内）

※1 津波高とは、H.W.L.よりも津波により上昇する高さのこと



※2 浸水深とは、津波により水に浸かってしまう地面からの高さのこと

※3 H.W.L.とは、各月の最高満潮位を平均した潮位（朔望平均満潮位、High Water Level）のこと

※4 T.P.とは、海面からの高さを表す場合の基準値となる東京湾中等潮位（Tokyo Peil）のこと

図 1.1 津波高・浸水深のイメージ

第2章 避難対象地域

避難対象地域とは、津波からの避難が必要な地域のことです。新居地区の避難対象地域は次のとおりです。

なお、高知県が公表した津波浸水予測図は、高知県が一定の条件に従って、予測を行った結果に基づき、津波の浸水が予測される区域を示したものです。津波による災害の発生や被害の範囲を決定するものではなく、津波浸水予想地域外でも津波浸水が発生する場合があります。

また、海外などの遠地で発生した津波に対しては、気象庁が想定する津波の高さ、沿岸地域の地盤高等を参考に、土佐市災害対策本部において避難対象地域を決定することになっています。

表 2.1 避難対象地域（平成 25 年 3 月）

地区	世帯数	避難対象地域人口（人）		
		高齢者人口	高齢化率	
新居地区	742 (6.1%)	1,700 (6.0%)	553 (6.2%)	32.5%
市全体	12,155	28,559	8,934	31.3%

※（ ）内の値は、市全体に対する割合

第3章 津波浸水予測時間

津波浸水予測時間とは、地震が発生してから浸水深 30cm の津波が到達するまでの時間を予測した値のことです。

高知県予測では、新居地区の津波到達予測時間は次のとおりとなります。

なお、30cm 津波とは、人が足を取られて動けなくなる高さの津波のことです。

表 3.1 津波浸水予測時間一覧

地区	地点	30 cm津波浸水予測時間
新居地区	上ノ村集会所付近	37分
	光の村付近	44分
	新居小学校校舎付近	36分
	南風の郷付近	21分
	みのり保育園付近	36分
	新居コミュニティセンター付近	35分
	白菊園病院付近	35分

実際の津波は、この時間よりも早く到達する可能性があります。とにかく早く、避難行動を起こすことが必要です。

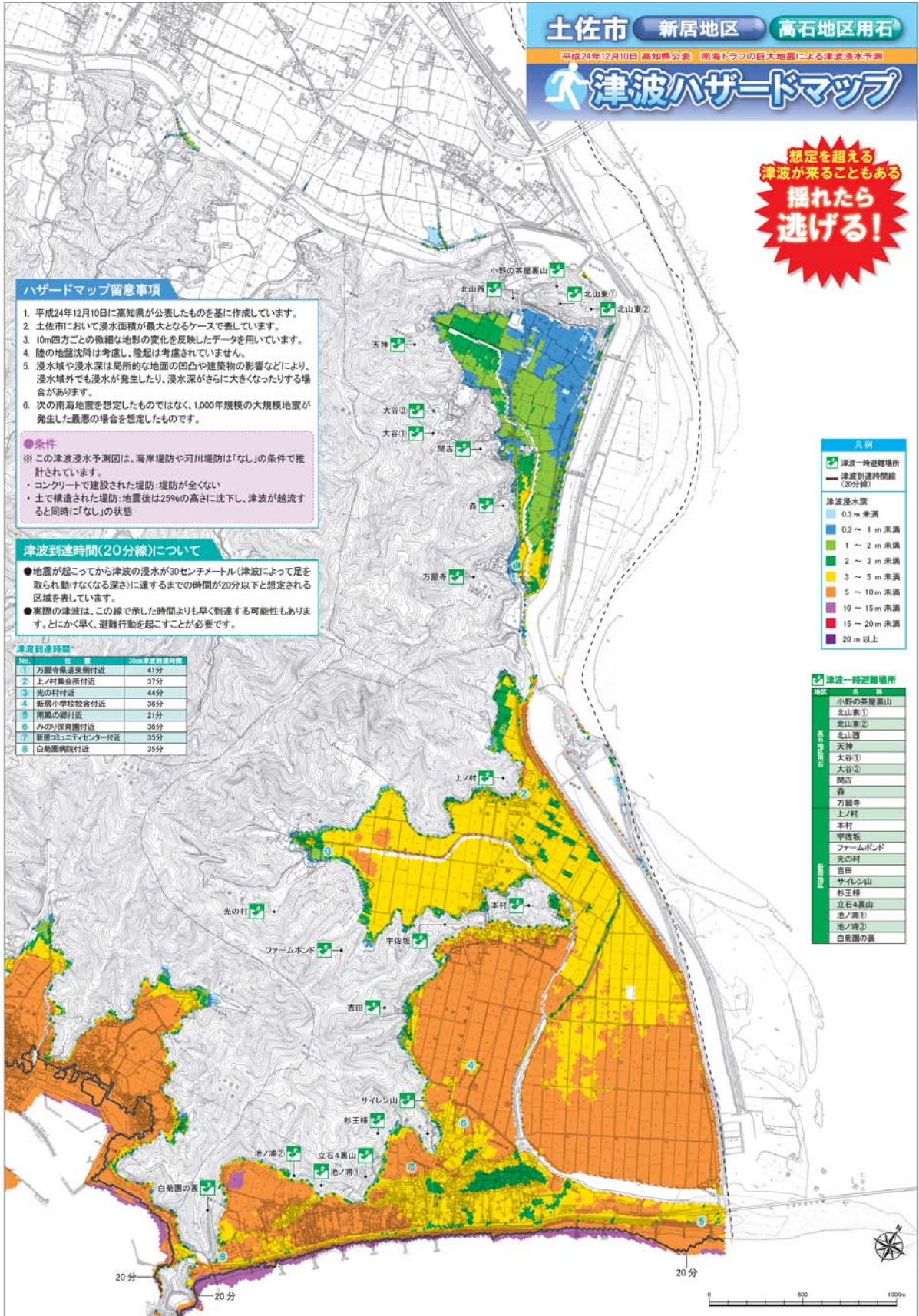


図 2.1 津波浸水予測図 (新居地区)

第4章 津波一時避難場所

新居地区の津波一時避難場所は次のとおりです。津波の発生状況によっては、より高い場所への移動を検討してください。（各避難場所の位置は図 2.1 参照）

津波一時避難場所は、次の点に留意しています。

- (1) 予想される浸水深よりも高い場所（海拔25m以上）であること。
- (2) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考慮し、更に高い所へ避難できる場所であること。
- (3) 避難者1人あたりの十分なスペースが確保されていること。（1人あたり1平方メートル以上を確保すること）
- (4) 避難場所の登り口に15分以内に徒歩で避難可能であること。

なお、津波一時避難場所の物資を保管する倉庫、飲料水、食糧、非常用トイレなどは、市が順次整備します。この他、必要な物資等の整備及び津波一時避難場所の管理は、自主防災組織等地域住民が行います。

表 4.1 津波一時避難場所

地区	津波一時避難場所	想定避難地区名	想定避難者数	面積
新居地区	上ノ村	上ノ村一、二、三	256人	310㎡
	本村	上ノ村一、二 本村一、二、三	167人	220㎡
	宇佐坂	上ノ村二、本村三	40人	80㎡
	ファームポンド			
	光の村	上ノ村二	210人	530㎡
	吉田	本村四	110人	160㎡
	サイレン山	甫淵一、二、三、四、五、 六、立石一	498人	580㎡
	杉王様	立石二、三	132人	190㎡
	立石4裏山	立石四	103人	160㎡
	池ノ浦①	池ノ浦一、二	194人	250㎡
	池ノ浦②	池ノ浦二、三、四	155人	210㎡
	白菊園の裏	池ノ浦三、四	640人	720㎡

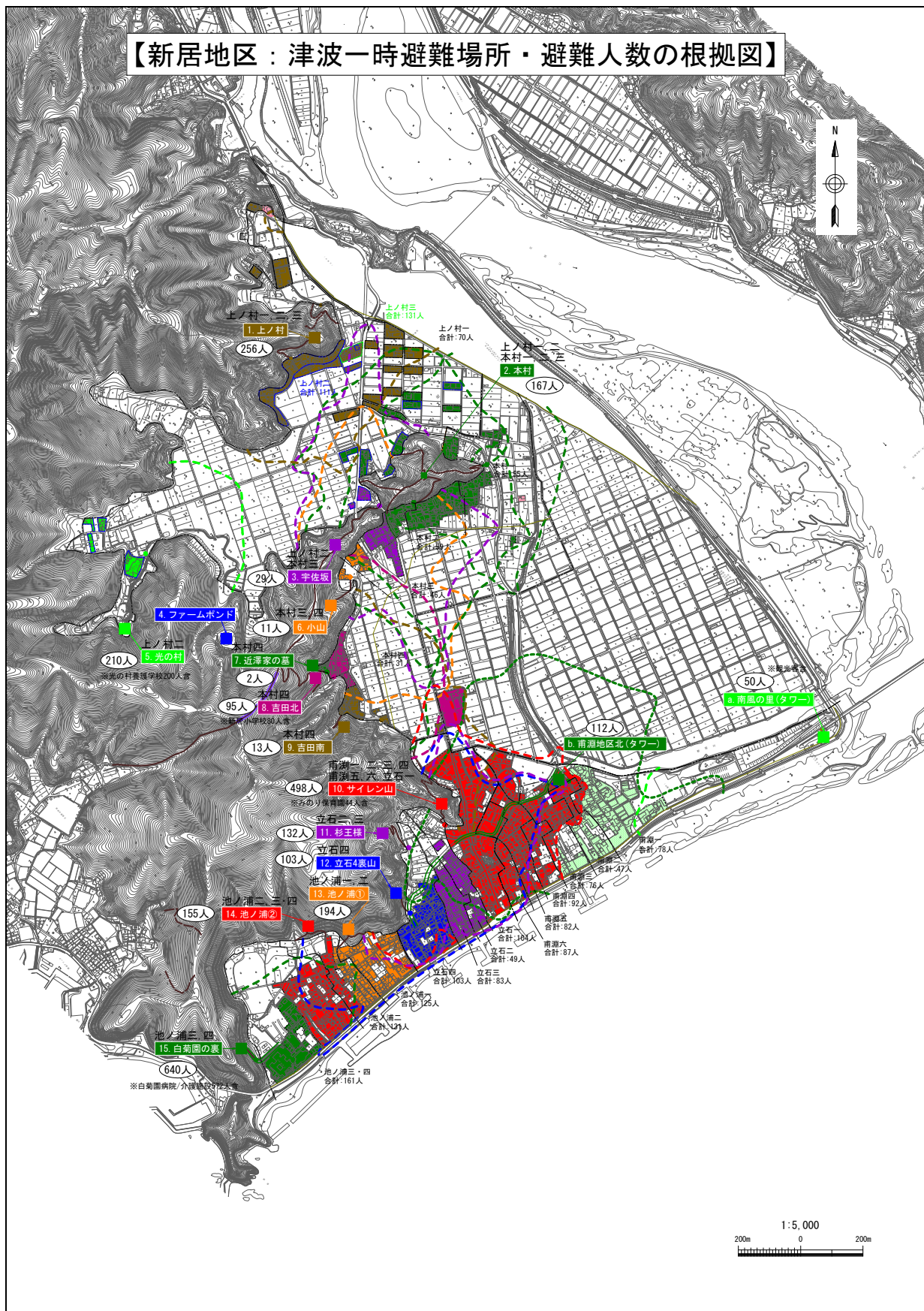


図 4.1 新居地区津波一時避難場所

第5章 津波情報の収集

第1節 津波情報の収集

市は、津波予報や津波情報を受けたときなどに、津波予報等の情報を次の方法により、沿岸住民や海岸付近に滞在する観光客、釣り客に対し行います。

そのため、防災行政無線等から津波情報を収集してください。

表 5.1 情報収集手段

伝達手段	主な伝達対象	実施担当
同報系防災行政無線	住民 海岸付近滞在者	防災対策課 消防署
同報系防災行政無線 (サイレン音)	住民	消防署
緊急速報メール	住民 海岸付近滞在者	防災対策課
市ホームページ	住民 海岸付近滞在者	防災対策課
ケーブルテレビテロップ放送	住民	防災対策課 総務課
消防車・広報車	住民 海岸付近滞在者	消防署・消防団 防災対策課
自主防災組織代表者への 電話連絡	住民	防災対策課
漁業協同組合や釣具店等への 電話連絡	船舶漁業就労者 海岸付近滞在者	水産課 防災対策課

※ 津波到達までに時間的猶予が無い場合は、上記のうち同報系防災行政無線、同報系防災行政無線（サイレン音）、緊急速報メールのみ実施する。

第2節 津波警報・注意報の概要

気象庁等から発表される津波予報の種類及び解説は次のとおりです。

表 5.2 大津波警報・津波警報・注意報の種類及び解説（平成 25 年 3 月 7 日変更）

警報・注意報 の分類	発表される津波高		津波観測情報の内容と表現	
	数値表現	定性的表現	第 1 波	最大波（数値発表基準）
大津波警報	10m超 10m 5m	巨大	<ul style="list-style-type: none"> •到達時刻 •押し引き 	観測値 > 1m （基準に満たない場合は「観測中」で発表）
津波警報	3m	高い		観測値 ≥ 0.2m （基準に満たない場合は「観測中」で発表）
津波注意報	1m	（表記しない）		全て数値で発表 （ごく小さい場合は「微弱」）

第3節 防災行政無線におけるサイレン音

津波予報におけるサイレンの信号は次のとおりです。

地震が発生した場合は、防災行政無線からのサイレン音にも注意してください。

表 5.3 津波予報におけるサイレン記号

区分	サイレン記号
津波注意報（津波注意）	広報のみ。状況によりサイレンを吹鳴
津波警報（津波） 3回	○— 5秒 ^ 6秒 ○— 5秒 ^ 6秒 ○— 5秒
津波警報（大津波） 5回	○— 3秒 ^ 2秒 ○— 3秒 ^ 2秒 ○— 3秒 ^ 2秒 ○— 3秒 ^ 2秒 ○— 3秒
解除 2回	○— 10秒 ^ 3秒 ○— 60秒

第4節 防災行政無線や広報車等から周知される内容

防災行政無線及び広報車等で周知される際の内容は次のとおりです。

表 5.4 周知内容

津波予報	周知内容
高知県に 津波注意報	高知県に津波注意報が発表されました。 津波の到達が予想されますので、海岸、港、河川からすぐに離れ、 近づかないようにしてください。
高知県に 津波警報	高知県に津波警報が発表されました。 高い津波の到達が予想されますので、〇〇地域には避難勧告（指示） を発令します。 すぐに高台や安全な場所へ避難してください。
高知県に 大津波警報	高知県に大津波警報が発表されました。 巨大な津波の到達が予想されますので、〇〇地域には避難指示を発 令します。 今すぐ高台や安全な場所へ避難してください。

第6章 地震発生後の避難行動・避難方法

第1節 地震から身を守るための留意点

- (1) 地震が発生した時は、まず揺れによる被害から身を守りましょう
 - ・ 屋内では、テーブルや机の下に身を隠すなど、その時に可能な範囲で安全な所に移動し、あわてて外に飛び出さない。
 - ・ 屋外では、ブロック塀や自動販売機、看板や窓ガラスなど倒壊の危険性のあるものから離れる。
- (2) 揺れが収まったら出口を確保し、火の元を消しましょう。
 - ・ 余裕があれば、ガスの元栓を締め、ブレーカを切ること。
 - ・ 出火に備えて、消火器を常備しておくこと。
 - ・ 家具が倒れて出口を塞がないよう、日ごろから家具の配置などに気をつけること。

第2節 地震避難の心得

- (1) **強い揺れや長時間のゆっくりとした地震を感じたら、警報を待たずにすぐに避難します。**
- (2) 地震を感じなくとも、**津波警報が発表されたときは**、直ちに、海岸から離れて、速やかに避難します。なお、津波注意報が発表された場合は、防災行政無線等から周知される内容に基づいて行動してください。
 - ・ 津波は引き波で始まるとは限りません。避難の判断をするために海を見に行くことは絶対にせず、体で感じる揺れや注意報・警報の発表などによって避難するかどうかを判断してください。
- (3) **原則として徒歩**により避難します。
 - ・ 足下に注意して避難します。割れたガラスなどでケガをすると、避難が遅くなることにつながります。
- (4) **自分の命は自分で守る**ことが原則です。自分一人でも真っ先に避難します。
- (5) 可能な限りで、隣近所に声を掛け、災害時要援護者を助け合って避難します。
- (6) **津波の進入方向に避難してはいけません。**
- (7) **川や水路に近づいてはいけません。**津波は川や水路をさかのぼってきます。
- (8) その時できる最善をつくし、あきらめず避難をします。

(9) 津波注意報や警報の解除が発表されるなど、安全が確認されるまでは、避難を継続して、**独自の判断で戻ってはいけません**。津波は繰り返し襲ってきます。また、第1波が最大であるとは限りません。

(10) 津波避難予測で浸水範囲になっていないから必ず津波が来ない、とは限りません。常に**状況把握**に努め、**より安全な場所に移動**することを心掛けてください。

- ・湾の奥や岬の先端では、津波が極端に高くなることがあります。また、想定を越える地震の場合、浸水範囲が予想よりも広がる可能性があります。

第3節 災害時要援護者の避難行動

災害時要援護者とは、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳児、妊婦などで、災害発生時に自力に必要な情報を得ることや、迅速かつ的確な行動を取ることが困難で、なんらかの支援が必要である者のことです。

避難は原則徒歩ですが、災害時要援護者など、徒歩では迅速な避難が非常に困難な者の避難について、市と自主防災組織をはじめとする地域住民等による慎重な検討が必要です。

第4節 保育園・学校等での避難行動

園児及び児童・生徒の所在中に地震が発生した場合は、教職員が中心となって避難訓練で行っている津波一時避難場所に、園児及び児童・生徒を避難誘導します。

なお、地震発生時に利用する津波一時避難場所の情報を共有するために、園児及び児童・生徒の保護者には、事前に津波一時避難場所を知らせておきましょう。そうすることにより、避難時に家族と離ればなれとなっても、避難場所を把握することが可能となります。

第7章 日ごろからできること

- (1) 自宅や日中に所在する場所から、地震発生時に利用する避難所や避難経路を確認しておきましょう。
- (2) 土佐市が配布する「津波ハザードマップ」に自宅や日中に所在する場所を記入して、よく見える場所に貼っておきましょう。地震発生時により早く避難場所へ向かうことが可能となります。
- (3) 高齢や障害などによって避難時に支援を要する者（災害時要援護者）について、家族や支援者、市、自主防災組織、地区の民生委員などと連携して、日ごろからその状況を把握し、近隣の者が協力して避難支援ができる体制を整えておきましょう。
- (4) 家具の転倒防止、ブロック塀や住宅の耐震化などの対策を行い、地震の時に揺れでケガをしないようにしましょう。
- (5) 自宅から津波一時避難場所までの避難経路の安全確保ができるよう（橋やブロック塀の耐震化等）、地域をあげて対策を行いましょう。
- (6) 避難訓練は年1回以上実施しましょう。また、夜間や平日・休日、夏・冬などあらゆる状況で地震が起こった場合を想定して、避難訓練を実施しましょう。なお、別途、災害時要援護者の避難訓練を年1回以上実施しましょう。
- (7) 津波は繰り返し大きな津波が襲来します。その場合、地区が孤立し、行政の援助が長期間届かないことが想定されます。その時に備え、地区住民は最低2～3日分の飲料水と食料を備蓄しましょう。また、それに併せて非常用持出品を袋に入れ、常に持ち出せる場所に保管しておきましょう。

【非常用持出品の例】

メガネ、補聴器、入れ歯、常備薬、懐中電灯、ライター、携帯ラジオ、乾電池、防寒具
ヘルメット・防災頭巾、運動靴、現金（小銭が重宝）、貴重品、下着・上着 など

- (8) 自宅や日中に所在する場所から、避難する場所を家族全員で共有することで、避難時に家族が離ればなれになっても、避難場所を把握することが可能となります。
- (9) 家族が離ればなれになった時の連絡方法を事前に話し合い、決めておきましょう。各社携帯電話からも『災害用伝言板』のサービスを利用することができます。詳細は、携帯電話のサービストップ画面に表示される『災害用伝言板』を選択してください。

【(例) NTT 災害用伝言ダイヤル】

